

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日

議会運営委員会委員長 西川 克己

長崎県議会議長 中島 廣義 様

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

長崎県議会委員会条例（昭和38年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、議長は、臨時に設けられた事務について、特に必要と認めるときは、別にその所管を定めることができる。</p> <p>(1) 総務委員会 12人以内</p> <p><u>秘書・広報戦略部、企画部、総務部（学事に関する事務を除く。）</u>、<u>危機管理部</u>及び地域振興部の分掌に属する事務並びに出納局の所管に属する事務並びに人事委員会、公安委員会、労働委員会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事務並びに他の委員会の所管に属しない事務</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(常任委員会の委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、議長は、臨時に設けられた事務について、特に必要と認めるときは、別にその所管を定めることができる。</p> <p>(1) 総務委員会 12人以内</p> <p><u>危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事務</u>、企画部、総務部（学事に関する事務を除く。）及び地域振興部の分掌に属する事務並びに出納局の所管に属する事務並びに人事委員会、公安委員会、労働委員会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事務並びに他の委員会の所管に属しない事務</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の長崎県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による常任委員会の委員で次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の長崎県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び

委員となるものとし、その任期は、旧条例の規定による委員会の委員長、副委員長及び委員のそれぞれの残任期間とする。

総務委員会	総務委員会
-------	-------

- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

(提案理由)

令和5年4月1日付けの県の組織改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。